

三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（令和8年4月7日付け老発0407第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 この補助金の補助事業者は、三重県内に所在する以下の介護事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）を対象とする。

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、これらの事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 介護テクノロジー等の導入支援事業
- (2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

2 補助事業の区分、補助基準額、補助率、補助事業の内容、補助対象経費は国要綱のとおりとする。

3 国要綱の表2「4(2)パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）」の基準額については1,000万円とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、国要綱のとおりとする。ただし、交付額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容を変更する場合又は補助対象事業に要する経費の変更（軽微な変更の場合を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (8) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (9) 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- (10) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

（交付申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に別表第1に定める関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金の着手時期）

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。

（交付の決定）

第8条 交付規則第4条第1項の規定による通知は、第6条による交付申請が適当と認める場合、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（申請の取り下げの時期）

第9条 交付規則第7条の規定による交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知の受領のあった日から起算して15日以内に行うものとする。

（変更申請手続）

第10条 この補助金の交付決定後において、事情の変更により申請の内容を変

更しようとする場合（軽微な変更を除く。）には、変更申請書（第3号様式）に別表第1に定める関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 第5条第1号及び前項に規定する「軽微な変更」とは、補助目的の変更を生じない場合であって、補助金の既交付決定額の2割以内の減額であるときとする。

3 知事は、第1項による申請があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、事業変更承認及び補助金の交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（中止・廃止申請手続）

第11条 この補助金の交付決定後、事情の変更により事業の中止又は廃止を行う場合は、事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、交付規則第10条の規定による状況報告書（第6号様式）の提出を求められたときは、別表第1に定める関係書類を添えて状況報告の提出を求められた日から起算して30日を以内に知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付規則第12条の規定による実績報告は、別途定める提出期限までに実績報告書（第7号様式）に別表第1に定める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第14条 交付規則第13条の規定による額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（補助金の支払い）

第15条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

（関係書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この交付要領は、令和8年5月27日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表第 1

項目	関係書類
交付申請書 (第 1 号様式)	1 補助金所要額調書 (別紙 1) 2 事業実施計画書 (別紙 2) 3 役員等調書 (別紙 3) 4 歳入歳出予算書抄本 (別紙 4) 5 その他参考となる資料
変更申請書 (第 3 号様式)	1 補助金所要額調書 (別紙 1) 2 事業実施計画書 (別紙 2) 3 歳入歳出予算書抄本 (別紙 4) 4 その他参考となる資料
状況報告書 (第 6 号様式)	1 事業実施状況報告書 (別紙 5) 2 その他参考となる資料
実績報告書 (第 7 号様式)	1 補助金所要額精算書 (別紙 6) 2 事業実施実績報告書 (別紙 7) 3 歳入歳出決算書抄本 (別紙 8) 4 その他参考となる資料

第1号様式

番
令和 年 月 日 号

三重県知事 宛て

法人所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付申請書

このことについて、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

(交付申請額)

金

円

- 1 補助金所要額調書（別紙1）
- 2 事業実施計画書（別紙2）
- 3 役員等調書（別紙3）
- 4 歳入歳出予算書抄本（別紙4）
- 5 その他参考となる資料

(問い合わせ先)

担当
電話
メール

第2号様式

三重県指令医保第 一 号

法人名

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金については、三重県補助金等交付規則第4条の規定により、次の条件を付けて、金 円の交付を決定します。

補助対象となる事業所：

令和 年 月 日

三重県知事

- (1) 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容を変更する場合又は補助対象事業に要する経費の変更（軽微な変更の場合を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (8) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (9) 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。
- (10) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

三重県知事 宛て

法人所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 号で交付決定のあった
令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金の実施について変更が生
じましたので、三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要領第10条の規定
により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
(既交付決定額)	金	円
(差引変更増減額)	金	円

- 1 補助金所要額調書（別紙1）
- 2 事業実施計画書（別紙2）
- 3 歳入歳出予算書抄本（別紙4）
- 4 その他参考となる資料

(問い合わせ先) 担当 電話 メール

第4号様式

三重県指令医保第 一 号

法人名

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 一 号で交付決定しました
令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金については、三重県補助金
等交付規則第4条の規定により、次のとおり決定内容を変更します。

補助対象となる事業所：

令和 年 月 日

三重県知事

- 1 事業に要する補助金の額を次のとおり変更します。

既交付決定額	円
変更後交付決定額	円
- 2 この補助金は、交付要領第5条に掲げる事項を条件として交付します。

番
令和 年 月 日 号

三重県知事 宛て

法人所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金
中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 号で交付決定通知のあった
令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金について、下記のとおり
その事業を（中止・廃止）しますので、承認をいただきたく申請します。

1. 中止・廃止する時期

(1) 中止の場合

中止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(2) 廃止の場合

廃止年月日 令和 年 月 日

2. 中止・廃止の理由

(1) 中止の場合

(2) 廃止の場合

(問い合わせ先)

担当
電話
メール

番
令和 年 月 日

三重県知事 宛て

法人所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 号で交付決定通知があった令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金について、三重県補助金等交付規則第10条の規定により、その状況について関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実施状況報告書（別紙5）
- 2 その他参考となる資料

(問い合わせ先)
担当
電話
メール

三重県知事 宛て

法人所在地
法人名
代表者職氏名
施設名

令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 号で交付決定のありました令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金にかかる事業実績について、三重県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金所要額精算書（別紙6）
- 2 事業実施実績報告書（別紙7）
- 3 歳入歳出決算書抄本（別紙8）
- 4 その他参考となる資料

（問い合わせ先）

担当

電話

メール

第8号様式

三重県指令医保第 一 号

法人名

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 一 号で交付決定しました令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金については、三重県補助金等交付規則第13条の規定及び令和 年 月 日付け実績報告書（対象事業所： ）により、金 円に額を確定します。

令和 年 月 日

三重県知事

請 求 書

金

円

令和 年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金として、上記金額を請求
します。

令和 年 月 日

所在地
法人名
代表者職氏名
対象事業所名

三 重 県 知 事 宛て

振込口座 金融機関名： 支店名： 種 別： 口座番号： 口座名義人：

発行責任者および担当者	
・発行責任者	(連絡先 ー ー)
・担当者	(連絡先 ー ー)